

平成20年9月9日

各 位

全国海運組合連合会

改正船員法の施行について

昨年7月施行されました「海洋基本法」並びに12月に纏められました「交通政策審議会海事分科会」答申に基づき、「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が本年5月に成立し、7月17日に施行されておりますのでご案内いたします。

改正船員法につきましては船員の労働環境改善を図る狙いですが、反面、船舶所有者の船員確保等厳しい対応が求められる事にもなりますので、十分ご理解いただきますようお願い致します。

以 上

平成20年7月16日
国海運第54号の2

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局運航労務課長



改正船員法の施行について

「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」については、平成20年5月30日に成立し、6月6日に公布された。この法律は、日本船舶の確保と日本人船員の育成・確保を図り、安定的な海上輸送を確保することを目的としたものである。このうち、船員法の改正部分（以下「改正船員法」という。）については、昨今の船員不足の顕在化に対応し、船員の労働環境の改善を図ること等を狙いとしている。

改正船員法については、海上運送法と同時期の施行となっており、平成20年7月17日（ただし、労使協定時間外労働に係る限度基準制度にあつては、平成21年4月1日）から施行される。

改正船員法による個別改正事項の内容は下記のとおりであるので、十分理解の上、その確実な遵守を図られたい。

なお、改正船員法及びこれに伴う船員法施行規則の改正について、別添のとおり関係条文等を添付するので参照されたい。

記

1. 休息・健康の確保関係

- ①船舶所有者に対し、1日の休息時間を3回以上に分割することを禁ずるとともに、2分割した場合における長い方の休息時間を6時間以上とするよう義務付けること（改正船員法第65条の3）。
- ②船舶所有者に対し、年少船員への付与を義務付けている9時間の深夜休息について、午前0時前後にわたる休息から、午前0時から5時までの間を含む休息に改めること（改正船員法第86条）。

- ③やむを得ない場合に認められている健康証明書を所持しない者の乗船を禁止すること（改正船員法第83条）。

2. 労働条件の明確化関係

- ①船長に対し、海員の船内における作業時間帯や作業内容を記載した通常配置表の掲示を義務付けること（改正船員法第66条の2）。
- ②船長に対し、船内で作成している労働時間等を記載した記録簿について、海員からの求めに応じ、当該写しの交付を義務付けること（改正船員法第67条）。

3. 時間外労働の抑制関係

労使協定による時間外労働について、その上限（限度基準）を国土交通大臣が告示で定めること（改正船員法第64条の2）。この限度基準制度については、今後策定する告示によって具体的な制度が示されることとなるため、当該制度の実施に必要な事項は追って指示する。

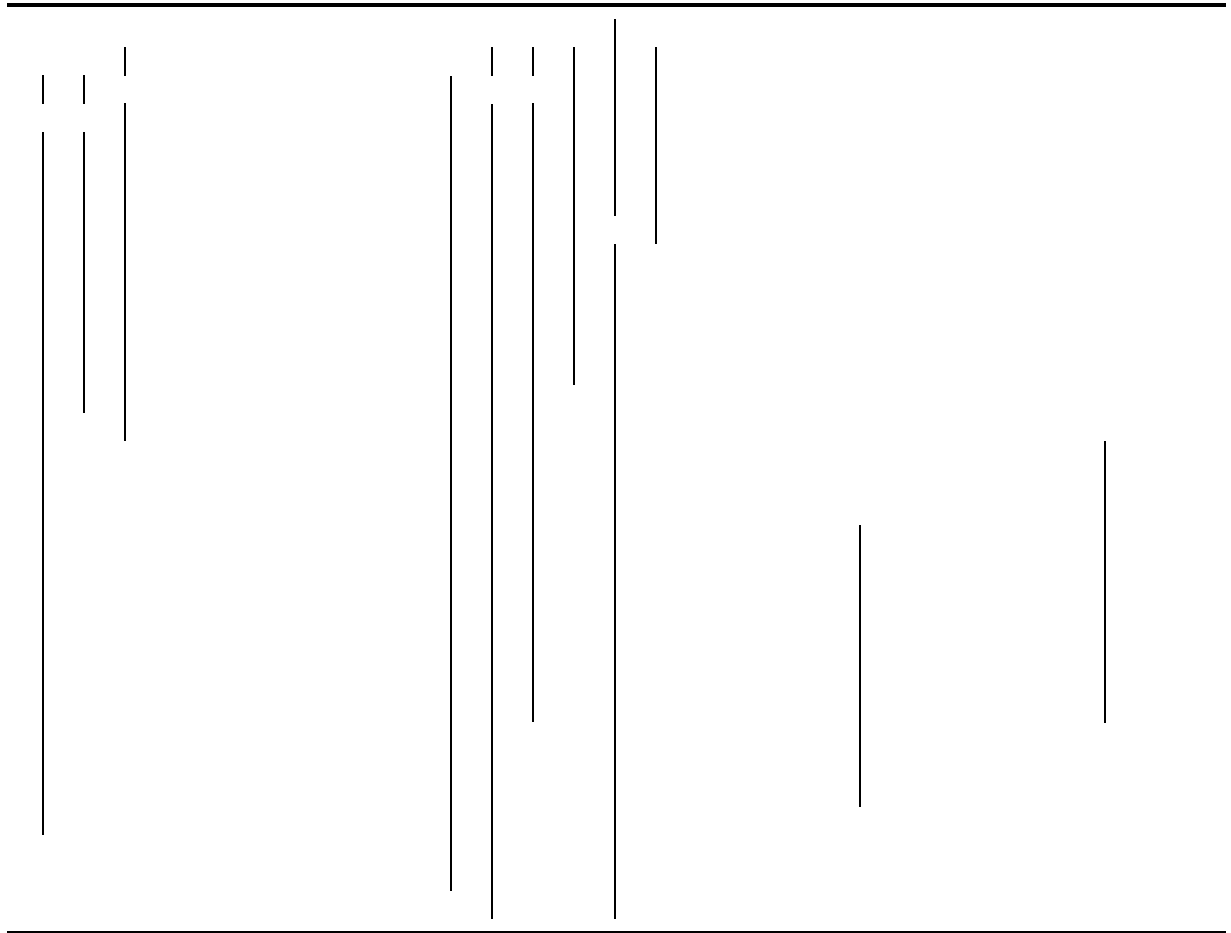
4. 航海命令の範囲拡大関係

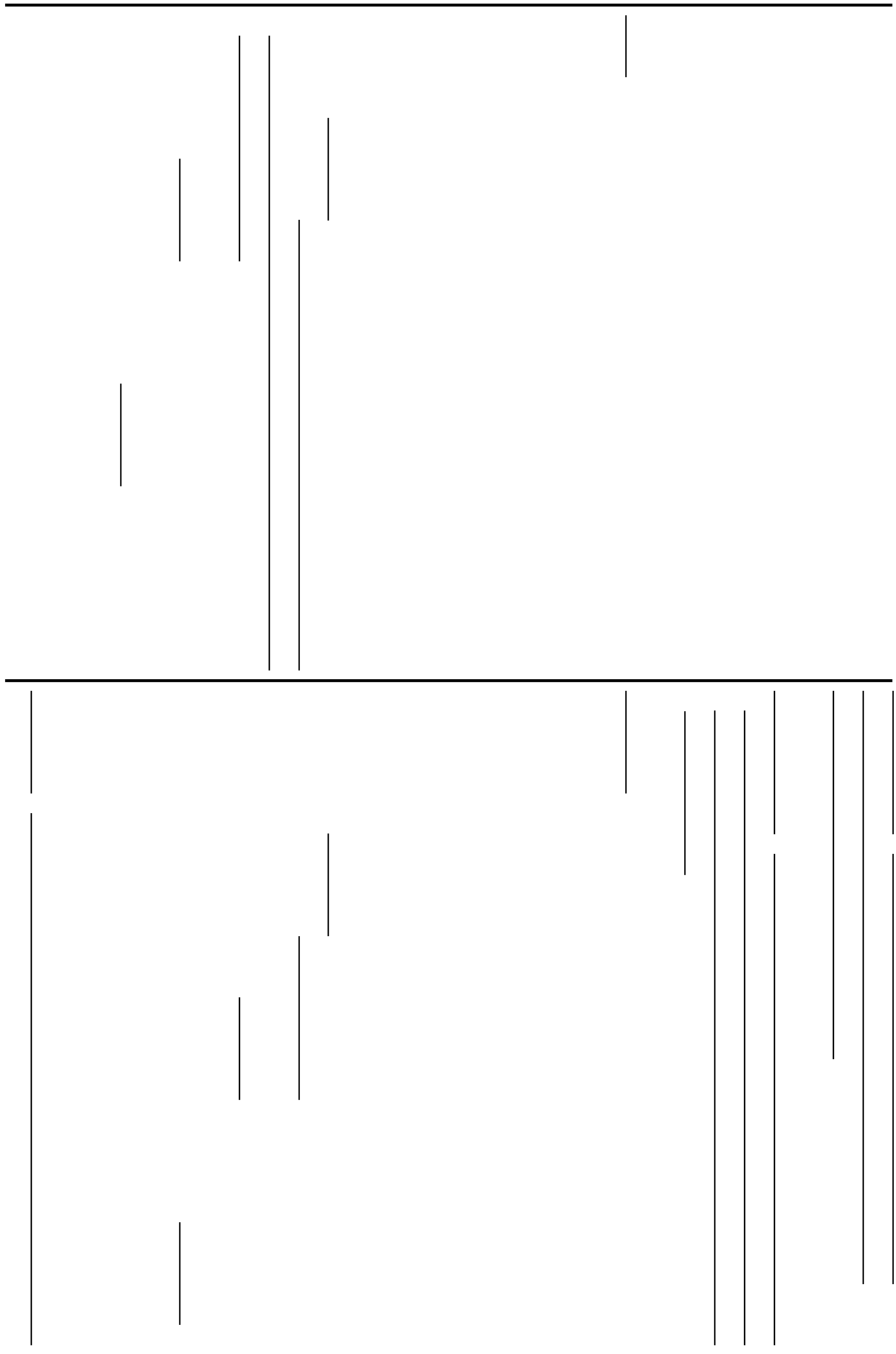
- ①海上運送法の改正によって、航海命令を発する際に国土交通大臣が航海命令従事証明書を船長に交付することとなった（改正海上運送法第26条）ことを受け、改正船員法において、船長に対し、当該証明書を船舶に備え置くよう義務付けること（改正船員法第18条）。
- ②船舶所有者に対し、船員の雇入れに際し、航海命令による旨を明示するよう義務付けること（改正船員法第32条）。

<p>()</p> <p>()</p>	
<p>()</p> <p>()</p>	

Vertical lines of varying lengths and positions, including a small horizontal tick mark on the right side.

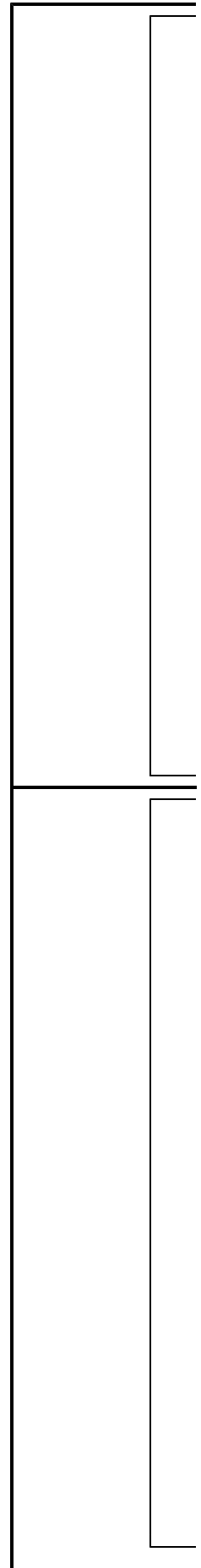
Vertical lines of varying lengths and positions, including a small horizontal tick mark on the right side.





<u>64</u>	

<u>64</u>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>



○国土交通省令第六十三号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律
(平成二十年法律第五十三号)の施行に伴い、並
びに船員法(昭和二十二年法律第百号)第五十三
条第一項ただし書、第六十六条の二及び第六十七
条第二項の規定に基づき、船員法施行規則の一部
を改正する省令を次のように定める。
平成二十年七月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三
船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十
三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「労働条件」を「労働条件
等」に改め、同条第一項中「次に掲げる事項」の
下に「(第九号に掲げる事項については海上運送法
(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十六条第
一項の規定による命令(以下「航海命令」という。)
により航海を行うために船員を雇用しようとする
場合に限る。)」を加え、「労働条件」を「労働条件
等」に改め、同項に次の一号を加える。
九 航海命令により航海を行う旨

第三十九条の二第二項第三号を削る。
第四十二条の二第一項第三号中(昭和二十四年
法律第百八十七号)を削り、同条第三項中(法第
百四十六条第一項の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。))を削る。

第四十二条の九の二中「法第六十四条の二」を
「法第六十四条の二第二項」に改める。
第四十三条及び第四十四条中「第六十四条の二」
を「第六十四条の二第二項」に改める。
第四十四条の次に次の一条を加える。
(通常配置表)

第四十四条の二 法第六十六条の二の通常配置表
には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 海員の職名、作業の種類及び作業に従事す
る時間
二 海員の一日当たりの労働時間の限度及び一
週間当たりの労働時間の限度(法第六十四条
第一項の規定に基づく労働時間を除く。)

第四十五条に次の一号を加える。
五 休息時間に関する次の事項
イ 一日当たりの休息時間
ロ 休息時間を分割した場合、いずれか長
い方の休息時間

第四十五条に次の一項を加える。
船長は、海員に対し、その求めに応じて、前
項に掲げる帳簿の記載事項のうち海員から求め
られた事項について、その写しを交付しなけれ
ばならない。

第四十五条の二第一項中「法第六十七条第二項」
を「法第六十七条第三項」に改める。
第七十八条の三の二第三項中「権限のほか」の
下に、「法第六十四条の二第四項の規定による助
言及び指導」を加え、「及び」を「並びに」に改め
る。

第八十条を附則第一条とする。
第八十一条から第八十六条の三までを削る。
第八十七条中「第八十七条」を「附則第二条」
に、「船舶のうち小型船」を「海員のうち沿海区域
又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン
未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの(以
下「小型船」という。)」に改め、同条を附則第二
条とする。

第八十八条を削る。
第十六号の三の二書式中「第64条の2」を「第
65条の2第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一
部を改正する法律(附則第一条ただし書に規定
する規定を除く。)の施行の日(平成二十年七月
十七日)から施行する。ただし、第四十二条の
九の二から第四十四条まで及び第七十八条の三
の二の改正規定は、同法附則第一条ただし書に
規定する規定の施行の日(平成二十一年四月一
日)から施行する。

(船員職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 船員職業安定法施行規則(昭和二十三年
運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正
する。
第四十二条第三項中「第八十七条」を「附則
第二条」に改める。

(指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日
に関する省令の一部改正)

第三条 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び
休日に関する省令(昭和四十三年運輸省令第四
十九号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「第四十五条第一号」を「第
四十五条第一項第一号」に改める。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者
等が行う書面の保存等における情報通信技術の
利用に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 国土交通省の所管する法令に係る民間事
業者等が行う書面の保存等における情報通信技
術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国
土交通省令第二十六号)の一部を次のように改
正する。
別表第一船員法の項及び別表第二船員法の項
中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」
に改める。

